

古川基署発第0519号2号
平成28年 5月 19日

事 業 主 各 位

古川労働基準監督署長



「平成28年度ゼロ災トライアル100」の実施について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃、労働災害の防止に特段の御配意をいただき、厚く、御礼申し上げます。

さて、当署管内における労働災害の発生状況をみますと、長期的には減少傾向にあり、平成24年には休業4日以上労働災害が340件発生していましたが、平成27年には年間247件の発生件数となっています。

しかしながら、本年、4月末の状況では対前年比59%（36件）の大幅な増加と憂慮すべき状況となっております。

労働災害の撲滅は、各事業場での自主的な労働災害防止活動の積み重ねによって達成されるものであることから、当署においては今年度の全国安全週間を一つの契機として、別添の要綱により「平成28年度ゼロ災トライアル100」を提唱することと致しましたので、是非、御参加いただきますようお願い申し上げます。

なお、趣旨に御賛同いただき「平成28年度ゼロ災トライアル100」に御参加いただける場合には、裏面の参加申込書を当署まで Fax 若しくは郵送いただくよう重ねてお願い申し上げます。

古川労働基準監督署

〒989-6161 大崎市古川駅南2-9-47

電話0229-22-2112 Fax0229-23-7968

にいの
担当 菊池、新野

「平成 28 年度ゼロ災トライアル 100」実施要綱

平成 28 年 5 月

古川労働基準監督署

1 趣旨

労働災害の撲滅に向けて、古川労働基準監督署管内の事業場の参加により「ゼロ災トライアル 100」と称する 100 日間無災害運動を実施する。

これは、各事業場が実施している労働災害防止活動にゼロ災期間の目標を定めることにより、経営トップの目標の宣言、労働者の不安全行動防止への意識付け、労働災害防止担当者や安全衛生委員会の活動支援を目的として各事業場に労働災害防止活動の積極的な展開を呼びかけるものである。

2 対象

古川労働基準監督署が管轄する事業場（建設業の場合は店社全体、工事現場ごとのいずれも対象とする）を対象とする。なお、建設工事現場については、工期が 7 月 1 日から 10 月 8 日の全期間を工期に含む現場を対象とする。

3 実施方法

(1) ゼロ災目標日数は『100 日間』とする。（全国安全週間の初日である 7 月 1 日から全国労働衛生週間を含む 10 月 8 日まで）

(2) トライアル参加事業場は、古川労働基準監督署あてに「参加申込書」を Fax 若しくは郵送する。申し込みは事業場若しくは建設店社及び建設工事現場を単位とする。

(3) ゼロ災カウントの開始は 7 月 1 日（全国労働安全週間初日）とする。

(4) 参加事業場には、6 月末日までに「参加証」「目標達成報告用紙」等を送付する。

(5) ゼロ災の定義は、事業場内の労働者（出向や派遣で受け入れている労働者を含む）について、1 日以上休業する労働災害（通勤災害は含まない）が発生していない状態とする。

なお、建設工事現場の場合は、当該現場の関係請負人の労働者も含めて、1 日以上休業する労働災害（通勤災害は含まない）が発生していない状態とする。

また、建設店社の場合には、当該期間中の全ての現場において、関係請負人の労働者も含めて、1 日以上休業する労働災害（通勤災害は含まない）が発生していない状態とする。

(6) 目標を達成した参加事業場は、10 月 16 日までに「目標達成報告」を古川労働基準監督署に Fax 若しくは郵送する。

(7) 目標を達成した事業場には、「目標達成証」を交付する。

「平成 28 年度ゼロ災トライアル 100」参加申込書

平成 28 年 月 日

この運動の趣旨に賛同し、参加することを全従業員に表明します。

事業場名 _____

所在地 _____

代表者職氏名 _____

担当者職氏名 _____

電話 _____

Fax _____

古川労働基準監督署長 殿

古川労働基準監督署

〒989-6161 大崎市古川駅南 2-9-47

電話 0229-22-2112 Fax0229-23-7968